

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部改正について
藤沢市奨学金給付審査委員会規程を次のように改正する。

2019年（令和元年）6月12日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2019年（令和元年）7月1日

3 提案理由

この議案を提出したのは、奨学金の給付対象者の選考をする上で、生活困窮世帯や児童養護施設入所者などの生活実態を十分に踏まえて審査を行う必要があることから、一般市民からの公募委員ではなく、より専門的な見識を有する方を委員とするため、組織の構成に係る規程の改正を行う必要による。

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を改正する規程

藤沢市奨学金給付審査委員会規程（平成29年藤沢市教育委員会訓令甲第3号）
の一部を次のように改正する。

第3条第1項「最大10人」を「10人以内」に改め、同条第4項3号中「1人」
を「2人」に改め、同項第4号中「最大1人」を「2人以内」に改め、同項中第
5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

藤沢市奨学金給付審査委員会規程(平成29年教育委員会訓令甲第3号)新旧対照表

| 改正後（案） | 現行 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">○藤沢市奨学金給付審査委員会規程</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月13日 教委訓令甲第3号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 藤沢市奨学金給付規則(平成29年3月10日藤沢市教育委員会規則第4号)に規定する奨学金に関し、給付対象者の選考その他必要な事項を審査するため、藤沢市奨学金給付審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査する。</p> <p>(1) 奨学金の給付対象者の選考に関すること。</p> <p>(2) 奨学金の打切り又は返還に関すること。</p> <p>(3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、<u>10人以内</u>とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。</p> | <p style="text-align: center;">○藤沢市奨学金給付審査委員会規程</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月13日 教委訓令甲第3号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 藤沢市奨学金給付規則(平成29年3月10日藤沢市教育委員会規則第4号)に規定する奨学金に関し、給付対象者の選考その他必要な事項を審査するため、藤沢市奨学金給付審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査する。</p> <p>(1) 奨学金の給付対象者の選考に関すること。</p> <p>(2) 奨学金の打切り又は返還に関すること。</p> <p>(3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、<u>最大10人</u>とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 副委員長は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。</p> |

4 委員は、次に掲げる者とする。

(1) 神奈川県立高等学校校長 1人

(2) 藤沢市立中学校長 1人

(3) 福祉関係者 2人

(4) 事業者代表 2人以内

~~(5) 公募委員 2人~~

(5) 福祉健康総務課長

(6) 子育て企画課長

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 前項本文の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 以下略

4 委員は、次に掲げる者とする。

(1) 神奈川県立高等学校校長 1人

(2) 藤沢市立中学校長 1人

(3) 福祉関係者 1人

(4) 事業者代表 最大1人

(5) 公募委員 2人

(6) 福祉健康総務課長

(7) 子育て企画課長

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 前項本文の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 以下略